2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四百四十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県伊豆市上船原字平並二四八、二四九の一、二四九の二、字平並山一〇〇八、一〇一二の一、一〇一三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字平並二四九の一・字平並山一〇〇八・一〇一二の一・一〇一三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四百四十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県瀬戸内市邑久町尻海字大平五〇九一の一〇
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第四百四十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県瀬戸内市邑久町尻海字更谷一四七八の五、一四七八の六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第四百四十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府綾部市睦合町五札五
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

**○農林水産省告示第四百五十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字市瀬字ツヘガ迫三五四一から三五四三まで、三五四四の一から三五四四の一一まで、三五四五から三五五二まで、三五五四から三五六〇まで、三五五五の一、大字西野字越道山一二六三の三・一二六三の五・一二六三の六・一二六三の八・一二六三の九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一二五六の二、一二五六の三、一二五七、一二五七の一、一二六三の二、一二六三の四、一二六三の七、一二六三の一〇から一二六三の五八まで、字海上一二六四の一、一二六四の二、字小屋ノ谷一二五三の二、一二五三の二〇から一二五三の三〇まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四百五十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第三百七十九号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
院内
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する水路及び道路のうち、その接している区間の水路敷及び道路敷
新潟県三条市院内
字前山　二一三番一から二一三番三まで
二一四番二及び二一四番三
二一八番
二二四番一及び二二四番二
二二五番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
新潟県三条市院内
字前山　二一七番　一号から十号まで
二二五番一　十一号
二二四番一　十二号から十九号まで
二一五番一　二十号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
庭月一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県三条市庭月
字久保沢　六二四番一　一号から三号まで
六二三番一　七号から十三号まで
字境ノ沢　六三〇番一　四号及び五号
字大将軍　六三五番　六号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
塩野渕一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域